

東京都財産価格審議会に付議することを要しないものについて
局長が指定する事項について

制 定	昭和43年	5月	7日	43交管第	198号
一部改正	昭和44年	5月	7日	44交管第	137号
一部改正	昭和49年	5月	1日	49交総第	116号
一部改正	昭和49年	11月	13日	49交総第	712号
一部改正	昭和54年	6月	7日	54交総第	237号
一部改正	昭和61年	5月	28日	61交総第	203号
一部改正	昭和63年	10月	8日	63交総第	788号
一部改正	平成2年	9月	1日	2交経第	640号
一部改正	平成4年	9月	30日	4交速管第	632号
一部改正	平成4年	10月	30日	4交経第	700号
一部改正	平成5年	3月	5日	4交速管第	1218号
一部改正	平成13年	11月	29日	13交総第	1565号
一部改正	平成16年	12月	28日	16交資第	1401号
最終改正	平成28年	10月	14日	28交資第	1318号

- 1 評価額が2億円未満の普通財産の貸付け及び評価額が2億円未満の借受けに係る権利金
- 2 高価なものの評価額が2億円未満のものに係る普通財産の交換価格
- 2の2 道路又は水路の付替えのため、国又は地方公共団体その他公共団体の所有する土地と交換する場合の普通財産の交換価格
- 3 財産の買入価格及び普通財産の売払価格で、その評価額が2億円未満（特別区、市（都の区域内のものに限る。）及び瑞穂町を除く区域に存する土地については、4,000万円未満）のもの
- 3の2 不動産鑑定士の鑑定評価により売り払う土地について、その評価額及び面積が「予算で定めるべき東京都公営企業等の資産の取得及び処分に関する条例（昭和41年条例第132号）」に規定する予算で定めるべき資産の処分に該当しないもの
- 4 取壊しを条件として売り払う建物工作物等で1件の価額が400万円未満の売払価格
- 5 行政財産である土地の貸付料（地上権を設定する場合を含む。）及び使用料並びに普通財産の貸付料並びに財産の借受料
- 6 土地の買入に係る価格で1年以内に再評価したもののうち、画地の加算及び減価が前回評定と同一のもの
- 6の2 土地の売払いに係る価格で1年更新により再評価したもののうち、画地の加算及び減価が前回評定と同一のもの
- 7 国、普通地方公共団体（町村を除く。）、特別区、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東京地下鉄株式会社等へ委託した事業に係る土地等の価格
- 7の2 国、普通地方公共団体（町村を除く。）、特別区、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、東京地下鉄株式会社等から部分受託した事業に係る土地等の価格で、委託者側施行部分の土地等の再評価（以下「委託者側再評価」という。）により部分受託した事業に影響があると認められる場合に委託者側再評価に合わせて再評価したもの

- 7の3 国、普通地方公共団体（町村を除く。）、特別区の所有する財産である土地の買入価格、借受けに係る権利金等で、これらの団体において東京都財産価格審議会に相当する機関等に付議して決定したもの
- 8 東京都交通局所管の事業施行に伴う損失補償基準第63条の規定により算出された土地等の価格
- 9 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第4条及び第5条の規定に基づく土地の先買いに係る買入価格
- 10 地方公務員共済組合法（昭和37年法律第152号）第3条の規定に基づき設立された共済組合が、同組合と都との間に締結された都の職員住宅建設に係る協定により建設した建物及び工作物の買入価格等
- 11 東京都における他会計との所管換等内部処理事務に係る価格又は料金
- 12 東京都における他会計との所管換等に伴い、同時処分となる東京都住宅供給公社等との処理事務に係る価格又は料金
- 13 他の権利者との共同事業における権利調整に係る資産の価格

附 則 （43交管第198号）

この要綱は、昭和43年5月7日から施行する。

附 則 （44交管第137号）

この要綱は、昭和44年5月7日から施行する。

附 則 （49交総第116号）

この要綱は、昭和49年5月1日から施行する。

附 則 （49交総第712号）

この要綱は、昭和49年11月19日から施行する。

附 則 （54交総第237号）

この要綱は、昭和54年6月7日から施行する。

附 則 （61交総第203号）

この要綱は、昭和61年5月28日から施行する。

附 則 （63交総第788号）

この要綱は、昭和63年10月8日から施行する。

附 則 （2交経第640号）

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附 則 （4交速管第632号）

この要綱は、平成4年9月30日から施行する。

附 則 （4交経第700号）

この要綱は、平成4年10月30日から施行する。

附 則 （4交速管第1218号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (13交総第1565号)

この要綱は、平成13年11月29日から施行する。

附 則 (16交資第1401号)

この要綱は、平成16年12月28日から施行する。

附 則 (28交資第1318号)

この要綱は、平成28年10月14日から施行する。